

お手元の**健康保険証の有効期限を確認**してください。

令和7年8月1日から

国保と後期高齢者医療の保険証は使えなくなります。

マイナ保険証か資格確認書で
医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証を 利用希望の人

利用登録済み▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
の場合

未登録の場合▶ 医療機関等にある顔認証付きカード
リーダーで利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を お持ちでない人

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付
されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせ
ください。

マイナ保険証の 利用が困難な人

高齢の人や障がいのある人など、マイナ保険証での受
付が困難な人は、加入している保険者に**申請すれば資
格確認書が交付**されます。
※**後期高齢者医療制度に加入中の人**には、令和8年7
月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請
しなくても資格確認書が交付**されます。

こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先
の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日
頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択し、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 平 日：9時30分～20時
(年末年始を除く) 土日祝：9時30分～17時30分



マイナンバーカードの
健康保険証利用につい
て詳しくは左の2次元
コードを確認ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

問い合わせ 市民課 ☎23-3084